

# 電 力 情 報

NO. 66

平成 26 年 2 月 27 日  
東 北 電 力 (株)

## 平成 26 年 4 月分の燃料費調整について

本日、平成 26 年 1 月の貿易統計値が公表されたことに伴い、平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月の平均燃料価格が確定いたしましたので、「燃料費調整制度」による平成 26 年 4 月分の電気料金に適用される調整単価をお知らせいたします。

### 1. 電気供給約款、電気供給条件（平成 26 年 4 月 1 日実施）に基づく燃料費調整単価等

#### (1) 平均燃料価格

(単位：円 / k l)

平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月 (平成 26 年 4 月分料金に反映)	平成 25 年 10 月～平成 25 年 12 月 (平成 26 年 3 月分料金に反映)	平成 24 年 10 月～平成 24 年 12 月 基 準 燃 料 価 格
39,400	37,900	31,400

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価には消費税等相当額が含まれており、平成 26 年 3 月 31 日以前から継続してご契約いただいているお客さまにつきましては、消費税法上の経過措置により、原則として平成 26 年 4 月分の燃料費調整単価について旧税率（5%）を適用いたします。

ただし、検針日が毎月初日のお客さまや平成 26 年 4 月 1 日以降新たにご契約されるお客さまにつきましては、平成 26 年 4 月分の燃料費調整単価から新税率（8%）を適用いたします。

##### a. 消費税率 5%

(単位：銭 / k W h)

	平成 26 年 4 月分料金 への適用調整単価 (A)	平成 26 年 3 月分料金 への適用調整単価 (B)	差 額 (A - B)
電灯・低圧	169	137	32
高 圧	163	133	30
特別高圧	下記消費税率 8% 単価となります <sup>1</sup>	127	-

##### b. 消費税率 8%

(単位：銭 / k W h)

	平成 26 年 4 月分料金 への適用調整単価 (A')	平成 26 年 3 月分料金 への適用調整単価 (B')	差 額 <sup>2</sup> (A' - B')
電灯・低圧	174	137	37
高 圧	168	133	35
特別高圧	162	127	35

1 特別高圧につきましては、5 月 1 日検針分の 4 月分料金から新税率（8%）を適用いたします。

2 消費税率 5% 単価との差額になります。

(3) 従量電灯の平均的なモデル<sup>3</sup>への影響

(単位：円/月)

		平成26年4月分 (消費税率5%)	平成26年3月分 (消費税率5%)	差額
電気料金		7,523	7,434	89
再掲	(燃料費調整額)	(473)	(384)	(89)
	(再生可能エネルギー発電促進賦課金 <sup>4</sup> )	(98)	(98)	(0)
	(太陽光発電促進付加金 <sup>4</sup> )	(11)	(11)	(0)

3 契約電流 30 A、使用電力量 280 kWh で算定。消費税等相当額を含みます。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金は 35 銭 / kWh、太陽光発電促進付加金は 4 銭 / kWh にて算定。

2. 電気供給条件(平成24年7月1日実施)に基づく燃料費調整単価等

自由化部門で、平成26年4月分料金に旧料金単価が適用になるお客さま<sup>5</sup>の燃料費調整単価は次のとおりです。

(1) 平均燃料価格

(単位：円 / kl)

平成25年11月~平成26年1月 (平成26年4月分料金に反映)	平成25年10月~平成25年12月 (平成26年3月分料金に反映)	平成20年1月~平成20年3月 基準燃料価格
39,500	38,200	31,000

(2) 燃料費調整単価<sup>6</sup>

(単位：銭 / kWh)

	平成26年4月分料金 への適用調整単価(C)	平成26年3月分料金 への適用調整単価(D)	差額 (C - D)
高圧	140	119	21

5 電気供給条件(平成24年7月1日実施)による契約期間の満了日が平成26年3月分の計量日以降となるお客さま。

6 消費税等相当額(消費税率5%)を含みます。